

漁港漁場関係工事共通仕様書 一部改正(H28.5) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行	一部改正	摘要																																																			
294	漁港漁場関係工事品質管理基準 12.防舷材 12-1 ゴム防舷材	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>管理項目</th> <th>管理内容</th> <th>管理方法</th> <th>品質規格</th> <th>測定頻度</th> <th>結果の整理方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1) ゴム防舷材</td> <td>材質</td> <td>ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が(共)第1編表2-8に適合、かつ(共)2-13-1 4の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。</td> <td>製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。耐久性については、「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書により確認。</td> <td>(共)第1編表2-8 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 -1993- JIS K 6259 (共)2-13-1 4.による。</td> <td>製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット</td> <td>試験成績表(検査証明書)を提出。耐久性については、「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書を提出。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>性能</td> <td>反力及び吸収エネルギー</td> <td>(特)による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認</td> <td>(特)による。</td> <td>搬入前 10本に1本</td> <td>試験成績表(検査証明書)を提出</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外観</td> <td>有害な傷等がないこと。</td> <td>観察</td> <td>異常が認められないこと。</td> <td>搬入時、適宜</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状寸法</td> <td>長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等</td> <td>製造工場の測定結果表により確認</td> <td>(特)及び監督職員が承諾した詳細図等</td> <td>搬入前、全数</td> <td>工場の測定表を提出</td> <td>製造工場の測定結果表により確認。様式・品質12-1は参考。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2) 取付金具</td> <td>外観</td> <td>有害な傷等がないこと。</td> <td>観察</td> <td>異常が認められないこと。</td> <td>搬入時、適宜</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形状寸法</td> <td>(特)の形状寸法に適合していること。</td> <td>観察</td> <td>(特)及び監督職員が承諾した詳細図等</td> <td>搬入時、適宜</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	1) ゴム防舷材	材質	ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が(共)第1編表2-8に適合、かつ(共)2-13-1 4の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。耐久性については、「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書により確認。	(共)第1編表2-8 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 -1993- JIS K 6259 (共)2-13-1 4.による。	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出。耐久性については、「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書を提出。		性能	反力及び吸収エネルギー	(特)による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	(特)による。	搬入前 10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出		外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜			形状寸法	長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	(特)及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。様式・品質12-1は参考。	2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜			形状寸法	(特)の形状寸法に適合していること。	観察	(特)及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜			・表現の適正化
区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考																																																
1) ゴム防舷材	材質	ゴムの物理試験(引張試験、硬さ試験、老化試験等)による材質が(共)第1編表2-8に適合、かつ(共)2-13-1 4の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認。耐久性については、「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書により確認。	(共)第1編表2-8 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 -1993- JIS K 6259 (共)2-13-1 4.による。	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表(検査証明書)を提出。耐久性については、「漁港用ゴム防舷材耐久性確認実施要領」に基づく試験報告書、またはこれと同等以上の試験による品質証明書を提出。																																																	
	性能	反力及び吸収エネルギー	(特)による。製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	(特)による。	搬入前 10本に1本	試験成績表(検査証明書)を提出																																																	
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜																																																		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	(特)及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認。様式・品質12-1は参考。																																																
2) 取付金具	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜																																																		
	形状寸法	(特)の形状寸法に適合していること。	観察	(特)及び監督職員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜																																																		